

排水規制のしくみ

■一律排水基準

国が定める一律排水基準には、健康項目としてカドミウム、シアンなど 28 項目、生活環境項目として水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD) など 15 項目が設定されています。なお、生活環境項目については、日平均排水量が 50 m³ 以上の特定事業場に適用されます。

■上乘せ排水基準

汚濁負荷源が集中する水域では、一律排水基準によって環境基準を達成することが困難になる場合もあります。このような水域では、都道府県が条例により一律排水基準よりも厳しい基準を定めることができるようになっており、この上乘せ排水基準は、全国の都道府県において地域の実態に応じて定められています。

□福島県内の排水規制の概要

水質基準項目	日平均排水量 (m ³ /日)	上乘せ排水基準(mg/L)						一律排水基準 (mg/L)	
		A水域	B水域	C水域	D水域	E水域	F水域		
健康項目	シアン化合物		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1
	六価クロム化合物		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5
	カドミウム及びその化合物		業種、水域ごとに異なる上乘せ排水基準が定められている。						0.03
	ふっ素及びその化合物		排水量、水域ごとに異なる上乘せ排水基準が定められている。						8(海域以外)
	鉛及びその化合物		—	—	—	—	—	—	0.1
	トリクロロエチレン		—	—	—	—	—	—	0.1
・		・	・	・	・	・	・	・	・
生活環境項目	フェノール類含有量	10~30	1	1	1	0.5	1	1	5
	BOD	30以上	1	1	1	0.5	1	1	160(120)
	COD		業種、排水量及び水域ごとに異なる上乘せ排水基準が定められている。						160(120)
	SS								200(150)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)								5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)								30
	銅含有量								3
	亜鉛含有量								2
	溶解性鉄含有量		—	—	—	—	—	—	10
	溶解性マンガン含有量		—	—	—	—	—	—	10
・		・	・	・	・	・	・	・	
・		・	・	・	・	・	・	・	・

—: 上乘せ排水基準の定めがないため一律排水基準が適用される。

()内の数値は日間平均値

A水域 阿武隈川及びこれに流入する公共用水域 (猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。)

B水域 阿賀野川及びこれに流入する公共用水域 (C水域を除く。)

C水域 猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域

D水域 いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

E水域 相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

F水域 久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域